

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2026 年（令和 8 年）9 月 1 日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

整理 番号	路 線 名	起 点	幅 員 m	延 長 m
		終 点		
1	六会 923 号線	西俣野字大河内 786 番 4 地先	4.5	32.6
		西俣野字大河内 786 番 8 地先		
2	長後 948 号線	下土棚字中村 1009 番 14 地先	6.0	27.3
		下土棚字中村 1009 番 11 地先		
3	長後 949 号線	長後字天神添 1343 番 12 地先	4.5	60.4
		長後字天神添 1343 番 20 地先		

提案理由

六会 923 号線ほか 2 路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。